

令和 8 年度版（2026 年度）

登録の手引き

岡山市子ども会育成連絡協議会

事務局：〒700-8544 岡山市北区大供 1 丁目 1-1

岡山っ子育成局子育て支援部地域子育て支援課内

TEL : (086) 232-3422 FAX : (086) 803-1718

e-mail : <mailto:okayama-kodomokai@carol.ocn.ne.jp>

URL : <https://www.kodomo-kai.or.jp/okayamashi/>

※ 全国子ども会連合会（加入様式）を検索

目次

1. 全子連の組織図、提出・記入上のお願い …… P 3
2. 登録の概要 …… P 4
3. 岡山市子連への登録 …… P 5 ～ 6
4. 全国子ども会安全共済会の加入 …… P 7 ～ 8
5. 岡山市子ども会運営助成金の申請 …… P 9
6. 安全共済会会費の振込み（送金）について … P 10

■ 書式と記入例

（1）子ども会登録・安全共済会関係

- 岡山市子ども会育成連絡協議会登録申請書 【市子連添付書類】
- 加入申込書・加入者名簿1 < 共済様式 > 加入-11
- 加入者名簿2 < 共済様式 > 加入-12
- 年間行事計画書 < 共済様式 > 加入-13
- 変更届 < 共済様式 > 加入-21

（2）岡山市子ども会運営助成金関係

- 令和7年度事業報告書・決算報告書 【市子連添付書類】
- 令和8年度事業計画書・予算書 【市子連添付書類】

（3）その他

- 安全共済会会費の振込（送金）について
- 子ども会、育成会の規約例

1. 全子連の組織図、提出・記入上のお願い

■ 全子連の組織図



■ 提出、記入上のお願い

- 2026 年度登録は、3 月 9 日（月）～ 4 月 17 日（金）にお願いします。
4 月中に加入すれば 4 月 1 日に遡及（そきゅう）して適用されます。
- **岡山市子ども会運営助成金 1 人 50 円** の対象人数は、**5 月末日現在の人数**とします。
- 書類の記入ミスに注意してください。
- 子ども会名が省略されている。特に **学区名** や **町名** が付く場合は、
正式な名称 で記入してください。【 例：興除若杉 曾根朝日 のように記入 】
- 筆記具は、エンピツ書きでかまいません。
特に名簿は、事務局で訂正がしやすいエンピツ書きした原本を提出してください。
- 予算、決算書で、計算の間違が多くあります。
- **書類の提出**は、原則として **各地区・学区で一括して提出** してください。
地区・学区で【登録受付日】を設け、遅くとも 4 月中旬までに提出してください。
- ※ 書類のチェックも、**地区・学区** で済ませてください。
- ※ 書類不備の子ども会の書類は、不備のまま提出しないで、完備してから提出してください。
- ※ **一部地区では、市子連事務局に直接届ける方が多く、大変混雑します。**
地区や学区での一括提出にご協力をお願いします。（市子連領収書は用意します）

2. 登録の概要

岡山市子連に登録するとは、次の3つの手続きを同時にすることです。

- ① 岡山市子ども会育成連絡協議会（岡山市子連と略します）への登録
- ② 全国子ども会安全共済会への加入
- ③ 岡山市の補助金（子ども会運営助成金）の申請

■ 提出期限：事業年度初めの登録

3月9日（月）～4月17日（金）までに手続きすれば、4月1日にさかのぼって適用されます。
登録書類を市子連に持参される場合、まずはお電話いただき、できるだけ早めに提出してください。
※ 4月17日以降も、新規登録や追加加入の手続きは通年で行います。

1. 岡山市子連の登録

- 提出書類
- ① 岡山市子ども会育成連絡協議会登録申請書
 - ② 規約（初めて市子連に登録する場合のみ提出。登録済み子ども会は不要）

■ 登録費（会費）等

1子ども会 2,000円（市子連登録費） + 1人 50円（市子連会費） × 会員数

2. 全国子ども会安全共済会の加入

■ 提出書類

- ① 加入申込書兼加入者名簿 … 【代表者㊟必要】
 - ② 加入者名簿 …………… 【1部提出でよい】
 - ③ 年間行事計画書 …………… 【代表者㊟必要なし】
- ※ 単位子ども会番号を必ず記入すること（【例】浮田：331016501）

■ 共済掛金・運営費

1人 150円（10月以降も加入は150円） × 会員数

【岡山市子連への登録と全国子ども会安全共済会加入に必要な費用】

市子連登録費（単位子ども会）2,000円 + 一人 200円 × 会員数

※ 一人200円の内訳：市子連会費 50円 共済掛金・運営費 150円
詳しくは、パンフレット「令和8年度版子ども会に入ろう」をお読みください。

※ 10月以降の加入者も一人200円（通年）

3. 岡山市の助成金（岡山市子ども会運営助成金）の申請

- 提出書類
- ① 令和7年度 事業報告書・決算書
 - ② 令和8年度 事業計画書・予算書

3. 岡山市子連の登録

■ 提出するもの

- ① 岡山市子ども会育成連絡協議会登録申請書
- ② 登録費等（2頁の「登録の概要」参照）
- ③ 会員名簿（加入者名簿）
- ④ 規約 ※ はじめて市子連に加入する場合のみ必要

■ 市子連登録申請書記入上の注意

1) 地区名：A～Kのアルファベット、灘崎、御津、瀬戸、建部 で記入。

A 地区：古都・芥子山・政田・開成・西大寺・西大寺南・雄神・豊・太伯・幸島・朝日・大宮・浮田・城東台・平島・御休・角山

B 地区：富山・旭操・操南・平井・旭東・操明

C 地区：三勲・宇野

D 地区：高島・旭竜・財田・竜之口・幡多・牧石

E 地区：津島・伊島・御野・鹿田・石井・大野・大元・西・御南・岡山中央

F 地区：清輝・岡南・芳泉・芳田・芳明・浦安

G 地区：福浜・平福・福島・南輝・小串・甲浦

H 地区：妹尾・箕島・興除・東畦・曾根・第一藤田・第二藤田・第三藤田

I 地区：吉備・福田・陵南

J 地区：野谷・横井・馬屋上・馬屋下・平津・中山・桃丘

K 地区：鯉山・加茂・庄内・足守・蛍明

御津地区：御津・御津南・五城

灘崎地区：灘崎・彦崎・七区

瀬戸地区：千種・江西

建部地区：建部・竹枝・福渡

2) 学区名

小学校の名称を記入。(例：津島)

3) 子ども会名

正式な名称で。但し、なかよし・つくし・青空等は同名が多くありますので、町名 または 学区名を加えた子ども会名 にしてください。

注：すべての書類の子ども会の名称を同一にしてください。

(町名や学区名まで、省略しないできちんと記入してください)

4) 育成代表者

育成会長です。実際に世話をされている人で、
市子連事務局と連絡が取り合える人にしてください。
(この方宛に文書を発送します)

5) 連絡を頼む児童

代表者に文書を送る際は、

市立小学校を通してこの児童に書類を持って帰っていただきます。
連絡を頼める子どもの氏名を記入してください。

※ 学年・組を必ず記入。**クラスが決定次第ご連絡ください。**

(できるだけ地区、学区でまとめて一覧表で提出してください)

※ 代表者の子どもが望ましいが、代表の子どもがいない場合や

私立小学校の場合は、近所の**市立小学校**の子どもにお願いしてください。

6) 役員名

① 子ども会役員

子どもの会長、副会長等を必ず記入してください。

② 育成会役員

育成会の主な役員と安全係の氏名を記入してください。

(この方宛に文書を発送します)

7) 会員数

① 幼児

ゼロ歳から幼児まで加入できます。

② 小学生

会員である小学生の数を男女別に記入。

③ 中学生

会員になっている中学生の数。

④ 高校生

会員になっている高校生の数。

⑤ 指導者・育成者(保護者)

安全共済会に加入している指導者と育成会員数の合計を記入。

※ 指導者とは球技チームの監督やコーチ、その他子どもたちを直接指導している人です。

⑥ 合計

幼児・小学生・中学生・高校生・育成者・指導者の合計を記入。

※この合計数と名簿の加入者数は同じである。

○ 会員名簿(加入者名簿)

市子連登録、安全共済会加入、岡山市子ども会運営助成金申請の全手続き書類を通じて、名簿は1部だけ提出してください。必要に応じて事務局でコピーします。

○ 規約

新規に加入する際に提出します。登録済み子ども会は不要です。

4. 全国子ども会安全共済会の加入

安全共済会に加入するには、加入申込書、加入者名簿、年間行事計画書が必要です。

■ 記入上の注意

1. 〈加入申込書兼加入者名簿 1〉・〈加入者名簿 2〉について

〈加入申込書兼名簿 1〉は 30 名分の名簿が付いています。30 名以上の場合は
〈加入者名簿 2〉を使用します。

※ 名簿記入上の注意は記入見本を参考にしてください。

※ 追加加入届は、〈加入者申込書〉(子ども会代表者^④が必要)を使用し、追加加入者の名簿が必要です。

2. 〈年間行事計画書〉について

① 安全共済会は、1 人以上の育成者か 18 歳以上の指導者の管理下での

「あらかじめ届けられた行事」での事故に対する支払いなので、

この書類の提出が必要です。

- ・「日常的定例活動」とは、年間をとおして定期的に行う行事で、
毎回、内容や会場が大きく変わらないものを言います。
- ・定例的な活動でないものについては「1 活動・事業名」に記入してください。

② 球技活動についての扱い

- ・自チームのみで、通常使用しているグラウンドで練習する場合は、
2. 日常定例活動欄に、「球技練習、毎週土日」等と記入してください。
- ・他チームとの合同練習や練習試合については、市子連球技中央大会の予選を実施する
東西南北各ブロック内のチーム同士が、ブロック内グラウンドで行うものについては、
各チームそれぞれの「日常定例活動」の「練習」とみなします。
合同の審判講習会等も同様です。
- ・各種大会は、規模の大小や会場が東西南北各ブロック内か外かに関わらず、
又、主催者が誰かを問わず、各チームそれぞれの「行事計画書」による届けが必要です。
※ 大会や練習後の反省会は、必ず備考欄に、「大会後反省会」としてください。

③ 地区・学区事務局からの一括届けの扱い

地区や学区子ども会として関わる行事（他団体主催を含む）は、会場が地区の内外を問わず、
地区・学区子ども会事務局が一括して年間行事計画書を提出（FAX を含む）すれば、
個々の子ども会からの提出は不要です。球技行事についても同様。

3. 行事の変更・追加する場合

年度当初に予定していなかった新たな行事は、「年間行事計画書」による届け出が必要です。
また、届け時には未定だった行事内容が決定した場合や、
行事内容を大きく変更した場合（例えば映画鑑賞から遠足に変更する場合等）も同様です。

- ・雨天延期の場合の月日や場所が決まっている場合は、
「備考」欄に、「雨天時は○日、同会場」等としておけば、改めて変更届けは必要ありません。
- ・備考欄での変更予定を記入していなかった場合で、
以下のようなケースは「変更届」を提出ください。
不明の場合は、事務局にご相談ください。

- 行事のメイン部分を、室内遊びから野外キャンプに変更する等、内容的に危険度が増すものへ変更した場合。
- 会場の場所を、子ども会所属地区内から地区外へ変更する程度以上の場合。
- 実施時期を、提出した予定日より1か月程度以上、延期にする場合。

4. 変更・追加届けの提出方法

変更・追加届けは FAX でも受け付けます。

育成会長印のある「年間行事計画書」を市子連事務局に FAX してください。

(FAX : 086-803-1718)

※ 毎週水曜日までの提出で、その週の土曜日から適用になります。

5. 球技関係の手続き

■ 監督ができる手続き

- ① 「球技に関する行事の追加や変更」と「事故第一報報告書」に限り、監督が育成会長の委任により、これらの 作成と届け をすることができます。但し、この届けの内容は同時に育成会長にも通知してください。連合チームの場合は、児童が所属する各子ども会育成会長に通知する必要があります。事故が発生してからの行事計画の追加や変更は、支払い対象になりません。
※ 毎年、監督から育成会長への通知忘れて適用にならない例が数件発生しています。

- ② **監督が届ける場合の注意**

球技行事の追加届や変更は、特に連合チームの場合、

チームを構成する全ての子ども会の育成会長が、

「年間行事計画書」を提出すべきですが、手続きを簡略にする為に、

特例的に監督が所属する子ども会の育成会長でよいことにします。

但し、「届出担当者名」に監督氏名を記入してください。(確認や連絡に必要)

「事故第一報報告書」は「報告者名」に監督氏名を記入してください。

※ あくまでも、書類上の届出責任者(氏名)は育成会長です。

監督は、委任による書類の作成と届け出の代行者であることに注意してください。

6. 4月30日を過ぎての登録と会員の追加加入の手続きについて

- ① **4月30日を過ぎて、新規登録、追加加入**とも、随時受け付けます。
・追加加入の場合、追加する方のみ「加入申込書」に記入し、掛金を添えて毎週水曜日までに市子連事務局に提出すれば、その週の土曜日から発効になります。
- ② **書類**は FAX 又は **郵送**し、**掛金等**は銀行振込みする方法もあります。
但し、共済の発効は、書類の到着と共に、掛金等の着金確認後となります。

7. 会員の転出入で移動がある場合

- ① **岡山市内への転居の場合**

岡山市子連に加入している会員が、

他の市子連加子ども会町内へ転入した場合は、新たに掛金等は不要です。

転入先の子ども会から「変更届」を提出してください。

- ② **岡山市外からの転入の場合**

- **全子連(安全共済会)加入者の場合**

受入子ども会は、所属していた子ども会を確認し「変更届」を提出してください。

1人130円(市子連会費+共済運営費等)が必要です。

全子連会費70円は、二重になるので不要です。

- ③ **岡山市外への転出による届け出は必要ありませんが、掛金の返金はできません。**

5. 全子連の組織図、提出・記入上のお願い

① 岡山市子ども会運営助成金とは

当年度5月末時点の各子ども会登録人数に対して、岡山市から各子ども会に
4,000円 + 50円 × 会員数 が運営助成金として交付されます。

② 申請に必要な書類 = ・令和7年度事業報告・決算報告 ・令和8年度事業計画書・予算書

■ 令和7年度事業報告書・決算報告書

- ・事業報告書には、開催日、子ども会員の参加人数を記入してください。
※ すべての行事ではなく、主な行事のみ、12枠の範囲で記入してください。
- ・支出項目は参考例です。支出のすべてをこの費目に振り分ける意味ではありません。
雑費等処理しやすい費目を立ててください。
- ・太字の費目の金額は必ず記入してください（事業計画書・予算書も同様です）
- ・子ども会会計を通帳で管理し、決算後の通帳最終頁のコピーを
決算報告書に添付することが岡山市の指導です。
通帳で管理していない場合は会計簿の最終ページのコピーを添付してください。
(必ずどちらかで提出願います)

《 収 入 》

- ◎ **前年度繰越金** 令和6年度(2024)決算の次年度繰越金の金額です。
- ◎ **会費** 内訳欄に1人当たりの金額 × 人数を記入してください。
(例：年額 120,000円 内訳 1,200円 × 100人)
- ◎ **市からの助成金** 4,000円 + 50円 × 会員数
(本日交付した2025年度分の金額です)
※ 令和7年5月末の会員数による金額です。

《 支 出 》

- ◎ **市子連・共済会負担** 2,000円 + 200円 × 会員数
※ 地区や学区子ども会に支払った会費や負担金は加えないでください。

■ 令和8年度事業計画書・予算書

- ◎ 令和7年度事業報告書・決算報告書と同じ要領で記入してください。

6. 安全共済会会費の振込み（送金）について

安全共済会の追加加入の際、これまでは市子連事務局に持参していただいたり、地区役員が立替えて納入するなど不便をかけていましたが、追加加入の手続きを少しでも簡便にするために、下記の2つの銀行口座を設けることにいたしましたのでご利用ください。もちろん、事務局にご持参いただいても結構です。

1. 口座

1) 中国銀行岡山市役所出張所

口座名義：岡山市子ども会育成連絡協議会 関野雅夫
口座番号：(普) 1273670

2) ゆうちょ銀行岡山大供店

口座名義：岡山市子ども会育成連絡協議会
口座番号：01320-9-53114

2. 振込み手数料

振込み手数料がかかりますが、手数料は子ども会負担でお願いします。

※ 振込み用紙を使用する場合は手数料が必要です。

例) 中国銀行から

3万円未満で窓口利用：手数料 330円
3万円未満でキャッシュカード：手数料 110円

ゆうちょ銀行から

振込み用紙で窓口の場合：手数料 146円
振込み用紙でATMの場合：手数料 100円

3. 安全会の発効

- * 市子連の口座に入金が確認され、加入申込書が到着した時点で、受理といたします。
- * 従来どおり、毎週水曜日までに受理した加入届けについては、その週の土曜日から発効となりますので、あらかじめ余裕をもって手続きをしてください。

4. 振込み（送金）報告書の提出について

追加加入に必要な「全国子ども会安全共済会加入申込書・加入者名簿」と共に、

「安全共済会会費振込み（送金）報告書」を FAX (086-803-1718) してください。

振込まれた方のお名前や口座の名義と、子ども会名を間違いなく確認するためです。

特に、カード振込みの場合、口座名義と育成会長名が異なる場合、確認が困難になりますので必ず提出してください。

なお、入会書類と会費を事務局に持参する場合には、この報告書は必要ありません。